

恵庭市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

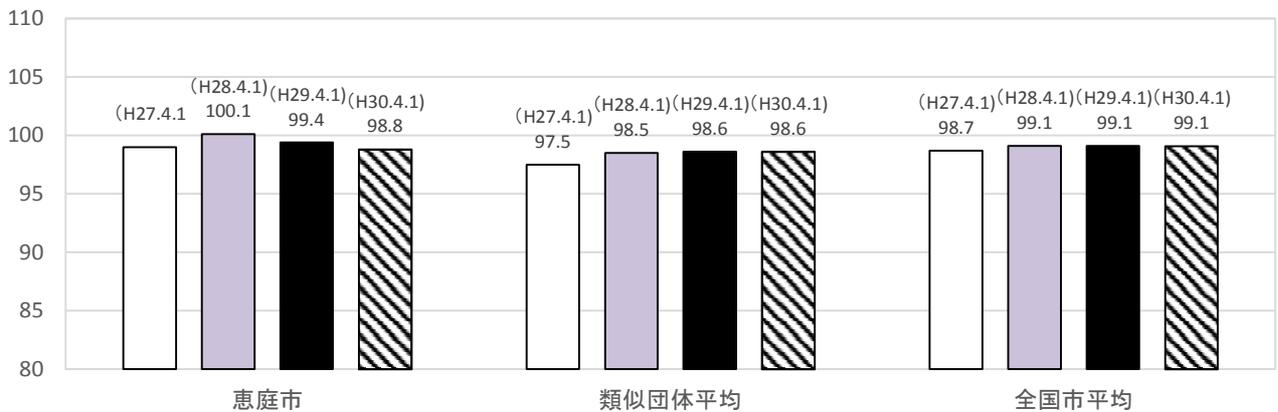
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 69,521	千円 27,867,827	千円 866,210	千円 4,018,961	% 14.4	% 15.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
29年度	人 474	千円 1,828,956	千円 345,684	千円 695,624	千円 2,870,264	千円 6,055	千円 6,178

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)
 ※恵庭市では地域手当対象外であるため()書きのラスパイレス指数は無い
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施 〕

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置の廃止(平成31年4月1日より実施)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給。(勤務地:札幌市 3%)

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
恵庭市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

--

(5)特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
恵庭市	40.1 歳	307,578 円	364,828 円	344,089 円
北海道	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.3 歳	310,754 円	391,700 円	356,352 円

②技能労務職

公務員							
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)		
恵庭市	56.4 歳	7 人	383,214 円	410,868 円	408,599 円		
	うち用務員	56.6 歳	6 人	383,467 円	410,146 円	406,210 円	
	うち運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	
	うちその他	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	
北海道	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円		
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円		
類似団体	50.8 歳	25 人	325,745 円	380,687 円	358,362 円		

民間				参考
区分	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
恵庭市				
うち用務員	用務員	55.60 歳	207,200 円	1.98
うち運転手	-	- 歳	- 円	-
うちその他	-	- 歳	- 円	-

参考			
年収ベース(試算値)の比較			
区分	公務員(C)	民間(D)	平均給与月額C/D
恵庭市	-	-	-
うち用務員	5,222.3 千円	2,808.7 千円	1.86
うち運転手	-	-	-
うちその他	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～平成29年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
恵庭市	37.0 歳	275,165 円	327,918 円	310,617 円
類似団体	37.6 歳	291,011 円	374,286 円	332,561 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		恵庭市	北海道	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	179,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	147,100 円	147,100 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	179,200 円	— 円	— 円
	高校卒	147,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,027 円	352,140 円	368,612 円	390,000 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

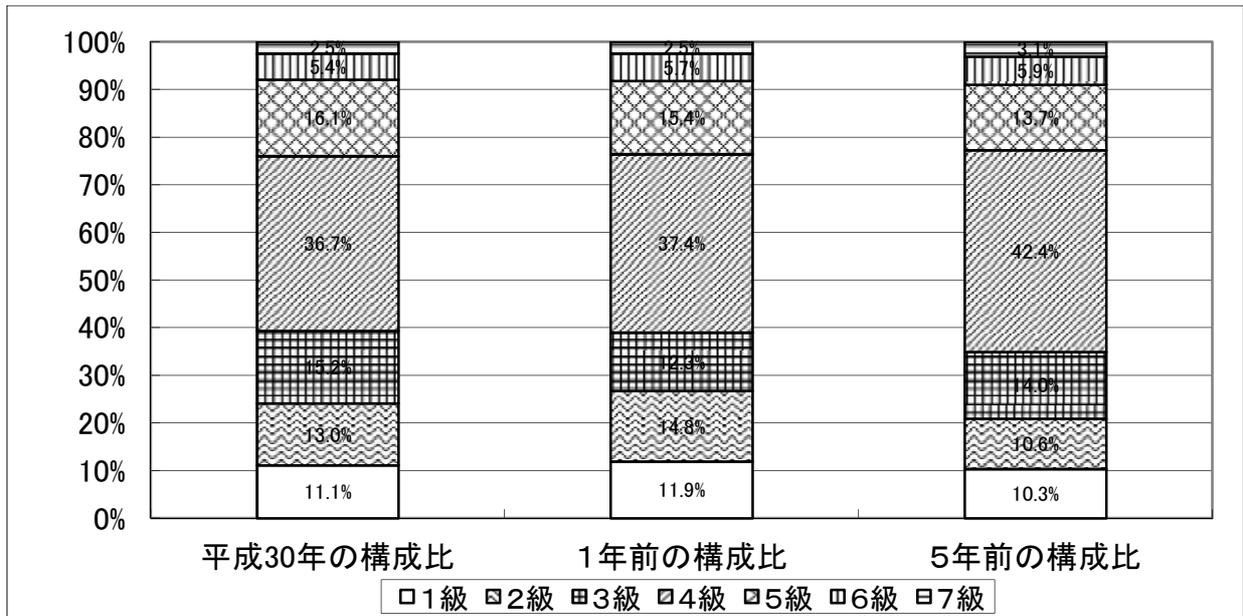
※ 各階層の人数が3人以下になった欄については未記入としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

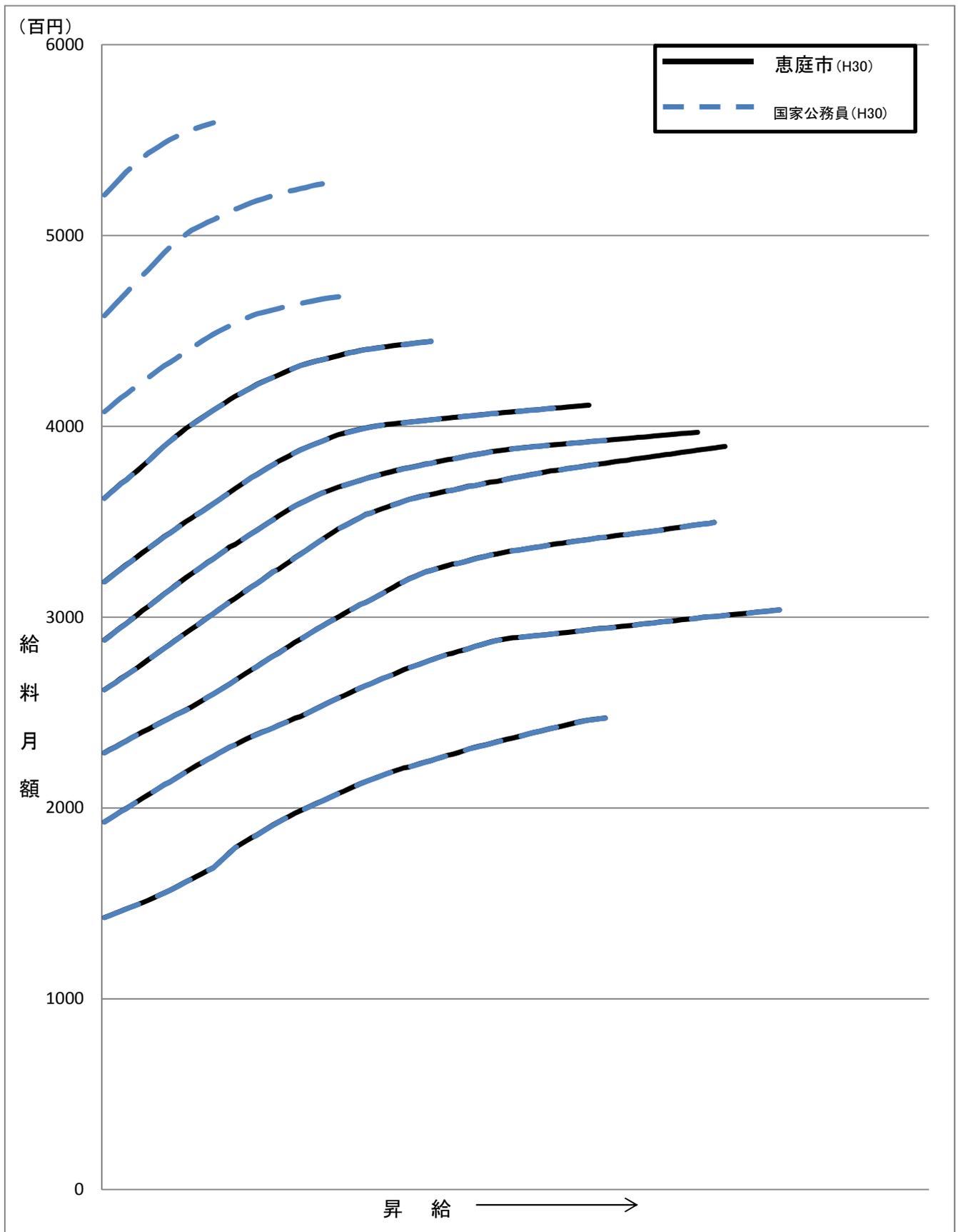
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	35 人	11.1 %	142,600 円	247,100 円
2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	41 人	13.0 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主任の職務	48 人	15.2 %	228,900 円	349,600 円
4 級	主査、上席主任、専門員の職務	116 人	36.7 %	262,000 円	389,500 円
5 級	課長の職務	51 人	16.1 %	288,000 円	396,900 円
6 級	次長の職務	17 人	5.4 %	318,500 円	411,100 円
7 級	部長の職務	8 人	2.5 %	362,300 円	444,500 円

(注)1 恵庭市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1・2級並びに4・5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(恵庭市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	恵庭市		国	
	管理職員	一般職員	指定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

恵庭市	北海道	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,355 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,673 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5~20% ・管理職加算:10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5~20% ・管理職加算:10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(恵庭市)

平成30年度中における運用	恵庭市		国	
	管理職員	一般職員	指定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

恵 庭 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	15,764	千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			408 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			102,015 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	3 人	3 %
東京都	20 %	1 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			99.4 %

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		8,849 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		56,724 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		29.4% %		
手当の種類(手当数)		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	納税担当職員	本務として市税等の収納業務	290千円	月額2,800円
滞納処分手当		庁外において、滞納処分業務		日額240円
車両運転手当	運転手	自動車等の運転業務	-	日額160円
福祉業務手当	生活保護ケースワーカー	社会福祉の現業業務	581千円	月額4,400円
保育手当	保育士	保育園での保育業務	729千円	月額2,800円
身元行方不明者取扱手当		身元不明死亡人の収容業務	-	1件2,160円
		身元不明病人の収容業務	-	1件800円
保健指導業務手当	保健師	保健指導業務	149千円	日額140円
野犬捕獲手当		野犬の捕獲業務	-	日額380円
消防出動手当	消防職員	火災等の現場に出動した場合	3,475千円	1回360円
救急出動手当		救急のため現場に出動した場合		1回360円
夜間特殊勤務手当		夜間の勤務に従事した場合		3,452千円
心身障害児等訓練業務手当	子ども発達支援センター職員	障害児等の訓練業務	168千円	月額2,800円
	保健センター職員	作業療法等の指導・訓練業務	4千円	日額160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	110,340 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	250 千円
支給実績(28年度決算)	128,404 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	291 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者:6,500円 子・10,000円/人 配偶者・子以外:6,500円/人 16歳~22歳までの配偶者以外 加算 5,000円/人	同じ	49,195千円	216,718円
住居手当	借家 12,000円を越える家賃につき 27,000円を上限に支給	同じ	57,454千円	150,798円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上あり、公共交通機 関または自家用車等を利用している職員 に支給	同じ	16,058千円	55,372円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 部長職 60,000円 次長職 50,000円 課長職 40,000円	異なる 本給×率	49,151千円	511,990円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において正規の勤務時 間中に勤務した職員 (支給割合:135/100)	同じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時~翌日の 午前5時までに勤務した職員(支給率: 25/100)	同じ	5,990千円	72,169円
寒冷地手当	10月1日から2月末までの間の職員に支給 (一括支給) 世帯主(扶養あり):116,800円 世帯主(その他):65,300円 その他:44,000円	同じ 11月から3月までの間の 職員に支給 (毎月支給)	41,243千円	86,645円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	845,000 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副市長	707,000 () 円	1,061,000 円 /	644,000 円		
報 酬	議長	440,000 () 円	885,000 円 /	620,000 円		
	副議長	385,000 () 円				
	議員	355,000 () 円	737,000 円 /	357,000 円		
期 末 手 当	市区町村長 副市長	(29年度支給割合) 4.40	月分			
	議長 副議長 議員	(29年度支給割合) 4.40	月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.126	(1期の手当額) 17,326 千円	(支給時期) 任期毎		
	副市長	給料月額×在職年数×3.234	9,146 千円	任期毎		
	備 考	北海道市町村職員退職手当組合加入				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

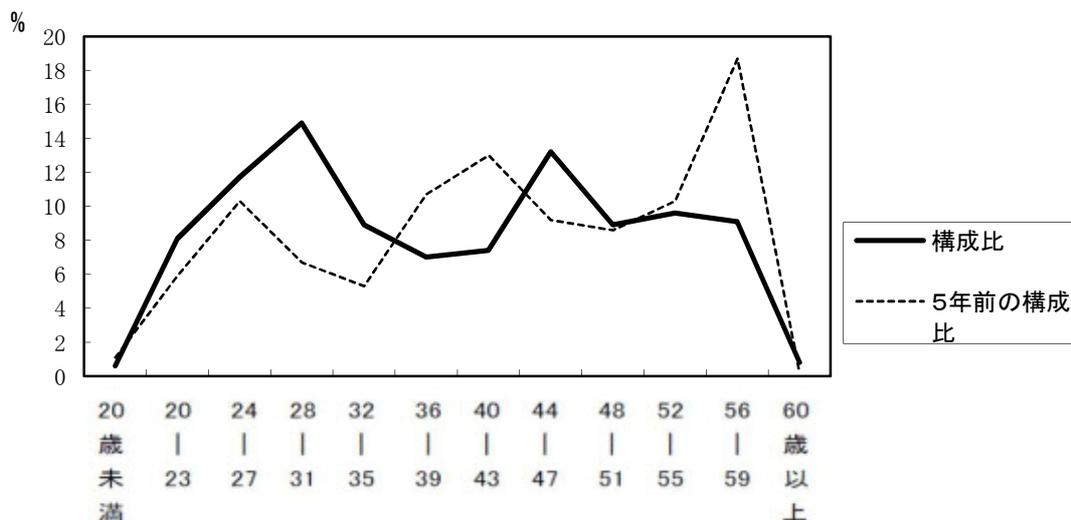
(各年4月1日現在)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	
		総務	104	103	1	
		税務	27	27	0	
		民生	79	79	0	
		衛生	40	40	0	
		労働	2	2	0	
		農林水産	12	12	0	
		商工	11	11	0	
		土木	51	51	0	
		小計	331	330	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 47.61 人 類似団体 49.02 人
	教育部門	42	44	△2		
	消防部門	102	100	2		
	小計	475	474	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 68.32 人 類似団体 62.84 人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	16	16	0		
	下水道	12	12	0		
	その他	27	28	△1		
	小計	55	56	△1		
	合計	530	530	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 76.24 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	43人	62人	79人	47人	37人	39人	70人	47人	51人	48人	4人	530人

(3)職員数の推移

部門別	年度		25年度				過去の5年間の増減数(率)	
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	増減数	率
一般行政	323	323	327	322	330	331	8	2.5%
教育	55	54	49	47	44	42	△13	△23.6%
消防	93	97	99	100	100	102	9	9.7%
普通会計計	471	474	475	469	474	475	4	0.8%
公営企業等会計計	53	54	53	54	56	55	2	3.8%
総合計	524	528	528	523	530	530	6	1.1%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数